

解釈改憲 なぜ許されるのか

無職

(福井県 81)

1947年5月3日。日本国憲法が施行された当時、私は小学6年生だった。担任から新しい憲法ができたと伝えられ、幼心に「もう二度と戦争はない」と安堵したのを覚えている。

あれから70年、私たち国民は長い平和の中で憲法にあぐらをかいてきたと言えないだろうか。国論を二分してきた憲法改正問題は、ここに来て政府が改憲に力を注ぎ始めたきらいがある。2014年には集団的自衛権の行使を認める閣議決定がなされ、歴代内閣が重ねてきた憲法解釈がひっくり返った。

私は「解釈改憲」という言葉を

この時初めて知った。改正は憲法96条に基づくものと思っていた。だが憲法の条文の解釈が変われば、昨日まで禁じていた集団的自衛権を今日からは「認める」と言えるのだという。まさに百八十度の転換であり、実質的には改憲を認めたも同じだ。解釈だけで変更するにはあまりにも重大な問題ではないか。

こうした手法が許されるなら他の問題でもどんどん解釈改憲を許すことになりかねない。武力行使を禁じた9条の意味が失われるばかりか、憲法の制約力までも無くなることになりはしないか。強い懸念を抱いている。

平和守った憲法 我々が守る

会社員

(兵庫県 61)

子供たちにわかりやすく憲法を説いた「憲法と君たち」(佐藤功著・時事通信社)。その中にリンカーンの「人民の、人民による、人民のための政治」という言葉があった。昔はよく聞いたが、改めて目にすると新鮮に胸に響く。シンプルなのに言葉こそ国民が政治に望む世界共通の姿だ。

著者は、議員や政党も「憲法をやるべきことである」とし、「国民の声でそれをふせよようにすることが一番たいせつ」という。多くの国民が反対する中

で成立した安全保障関連法やカシノ解禁法。そして今、テロ対策を謳う「共謀罪」法案が審議中だ。果たして国民のための政治と言えるのか。国会では改憲勢力が3分の2を占める。この先、憲法がどうなっていくのか危惧している。

来年は明治維新から150年。前半の約半世紀は大戦に明け暮れた戦争の時代だ。戦後、新憲法に守られて日本は70年間の平和を享受してきた。「憲法と君たち」はこう締めくくる。「憲法が君たちを守る。君たちが憲法を守る」。次は我々が憲法を守る番だ。

憲法は父が命かけた贈り物

主婦

(愛媛県 81)

私の父は、戦時中に海外派兵を繰り返してきた日本が出した、おびただしい犠牲者のなかの一人である。私が小2だったある日突然に、平和で幸せに満ちた家庭から赤紙1枚で連れ去られ、中国での戦いのなか病を得て、帰国しなくなった。37歳の若さだった。父の死後、戦争は終わり、母は一人で私と妹弟を苦勞して育ててくれた。誰が何の権利があつて父の命を奪ったのか。責任はどこにあつ

たのか。その問いに、誰も何も答えていない。しかし「国権の発動たる戦争(略)は、永久にこれを放棄する」という日本国憲法は、父からの命をかけた贈り物だと私は思っている。

しかるに安全保障法制はきちんとした議論もなく採決が強行された。いまも国は近隣国の武力による挑発に振り回されそうになっている。軍事力を誇示する大國に追随することなく、9条を持つ國ならではの外交努力をするべきだと思う。

アジアの友に平和誓い続ける

元アジア開発銀行専門職員

(神奈川県 83)

戦争末期、度重なる爆撃におびえた。叔父は戦死した。新制中学に入学した1947年の5月に新憲法が施行。授業で学んだ「戦争放棄」の理念は新鮮だった。以来、日本が戦争に直接関わることはなかった。だが、自衛隊が「駆けつけ警護」「米艦防護」などの名目で戦うことが可能になった今は、懸念がある。

私は仕事で訪れたフィリピンやマレ

ーシアなどで、多くの民間人が戦争で倒れたことを知った。ミャンマーの同僚からは、日本軍進駐で平穏な暮らしが奪われたことを、インドネシアの友人からは過酷な軍事教練の体験を聞いた。現地の人々は「許すが、決して忘れない」という姿勢で、日本の動きにも敏感だった。

戦争を知る世代が少なくなりつつある現在、憲法を守り、平和の尊さを語る努力を私は続けたいと強く思う。